

船橋市総合体育館及び船橋市武道センター 指定管理者第三者評価について

業務評価について

	モニタリング	第三者評価
実施施設	全ての導入施設	要件を満たす施設
実施時期 頻度	各年度終了後、事業報告書 が提出された後 各年度1回	施設ごとに実施回数が異 なる
実施主体	施設所管課	外部委員による評価員会
実施内容	指定管理者による自己評価 施設所管課による評価	現地視察、資料審査 評価委員会による審査

対象施設

(ア) または (イ) の要件を満たす施設

(ア) 指定期間が6年以上の施設

(イ) 一定の要件を満たす施設

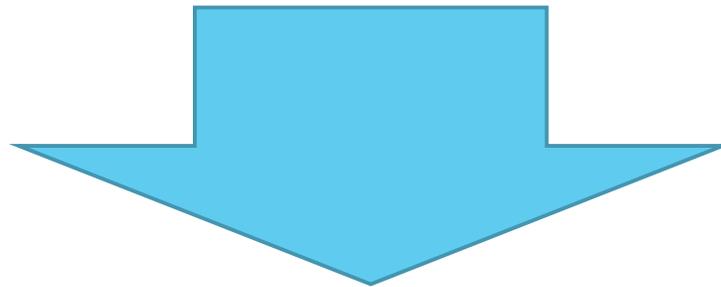
- ・利用者への影響が大きい施設

- ・第三者評価の実施によって効果が見込まれる施設

第三者評価について

施設の管理運営に関し、客観的な観点から厳正かつ公正に評価

- 事業計画書等に沿った管理運営が行われているか
- 引き続き指定管理を任せることができるか



施設の管理水準及び利用者へのサービス向上を図る

第三者評価について

- 評価対象年度：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 評価方法：施設視察、資料審査
- 審査資料：事業計画書
事業報告書
モニタリング結果
利用者アンケート結果

評価決定までの流れ（案） 2～3回の実施を予定

